第十四条の五第二項中「行う者」の下に「（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第四条　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第二項中「行う者」の下に「（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

告　示

○金融庁・法務省告示第一号

昭和十七年大蔵省・司法省告示第一号（社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十日

金融庁長官　細溝　清史
法務大臣　上川　陽子

一、二及び四中「株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行　東京都千代田区丸の内二丁目　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行シンジケーション部」を「株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行　東京都千代田区丸の内二丁目　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行ソリューション本部フィナンシャルソリューション部」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十七年五月二十日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一五五八	大村　富俊	二七、四、二一	本人からの申請
一五九二	髙橋　俊裕	二七、四、一三	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三〇九七	井上　雅裕	二七、四、二一	本人からの申請
三二八五	松岡　利男	二七、四、二一	本人からの申請
四〇一七	貞本　幸男	二七、三、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を次のとおり公告する。

平成二十七年五月二十日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録年月日
四八六五	廣川　一憲	二七、四、二四
四八六六	村田　雅夫	二七、四、二四
四八六七	深澤　仁	二七、四、二四
四八六八	宮坂　正志	二七、四、二四
四八六九	藤本　佳旦	二七、四、二四
四八七〇	田坂　正巳	二七、四、二四

○法務省告示第二百八十九号

秋田県にかほ市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年五月二十日　法務大臣　上川　陽子

秋田県由利郡仁賀保町寺田字寺田八番地　須田　耕作

○外務省告示第百六十一号

次の一般旅券は、虚偽申請により不正に取得されたものであり、無効な旅券である。

平成二十七年五月二十日

外務大臣　岸田　文雄

旅券番号	発行年月日
MU3208027	2015年3月26日

○厚生労働省告示第二百七十四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「アメリカ合衆国（アーカンソー州、アイダホ州、オレゴン州、カリフォルニア州、カンザス州、サウスダコタ州、ニュージャージー州、ノースダコタ州、ミシガン州、ミズーリ州、ミネソタ州、モンタナ州及びワシントン州を除く。）」を「アメリカ合衆国（アーカンソー州、アイオワ州、アイダホ州、インディアナ州、ウィスコンシン州、オレゴン州、カリフォルニア州、カンザス州、サウスダコタ州、ニュージャージー州、ノースダコタ州、ミシガン州、ミズーリ州、ミネソタ州、モンタナ州及びワシントン州を除く。）」に改める。

○農林水産省告示第千二百四十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年五月二十日

農林水産大臣　林　芳正

1　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

2　品種登録の番号　第24306号

3　品種登録の年月日　平成27年5月20日

4　登録品種の属する農林水産植物の種類
Ananas comosus (L.) Merr.

5　登録品種の名称　SENSUOUS

6　育成者権の存続期間　25年

7　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dole Asia Holdings Pte. Ltd.
10 Marina Boulevard, #34-03 Marina Bay Financial Centre Tower 2, Singapore 018983

8　出願公表の年月日　平成22年8月12日

1　品種登録の番号　第24307号

2　品種登録の年月日　平成27年5月20日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　精紅（せいべに）いずみ

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社精興園
広島県府中市瀬飼町531番地8

7　出願公表の年月日　平成25年8月30日

1　品種登録の番号　第24308号

2　品種登録の年月日　平成27年5月20日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　精（せい）もともせ

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社精興園
広島県府中市瀬飼町531番地8

7　出願公表の年月日　平成25年10月8日

1　品種登録の番号　第24309号

2　品種登録の年月日　平成27年5月20日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　精冬（せいふゆ）ぎつね

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社精興園
広島県府中市瀬飼町531番地8

7　出願公表の年月日　平成25年11月22日

1　品種登録の番号　第24310号

2　品種登録の年月日　平成27年5月20日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　精冬（せいふゆ）はなぼし

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社精興園
広島県府中市瀬飼町531番地8

7　出願公表の年月日　平成25年11月22日